

2024年度 法科大学院

第2期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、後掲〔資料〕も参照しながら、設問に答えなさい。

Xほか5名（以下「Xら」という。）は、現在の政治体制を変革することを目指す過激派集団Aに所属し、一連の暴力的闘争活動を引き起こしたとして、凶器準備集合及び公務執行妨害の罪名でB地方裁判所に起訴され、C拘置所に未決拘禁中の被告人として収容されていた。

Xらは、私費でD新聞を定期購読していたが、C拘置所長Eは、後掲〔資料〕に記す「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）第70条第1項第1号にもとづき、20××年3月31日付のD新聞夕刊から、同年4月2日付の同朝刊について、紙面の多くの部分を墨で黒塗りにして判読ができないようにしたものをXに配布した（以下「本件新聞記事抹消処分」という。）。黒塗りにされた部分には、20××年3月31日の朝、羽田空港を出発した航空機が、集団Aのメンバーによりハイジャックされたことを伝える記事（以下「本件記事」という。）と、本件記事に関連する記述が掲載されていた。

C拘置所には2595人が収容されており、そのうち未決拘禁中の被告人は1946人であった。そして、同未決拘禁中の被告人のうち、集団Aのメンバーを含む公安事件関係被収容者は60人であったが、これら公安事件関係被収容者のうちには、拘置所堀外のデモやマイクによる呼びかけに対して呼応したり、シュプレヒコール、足踏み及び扉・房壁の乱打を行うなどの規律違反行為をする者が多くみられた。Eが本件新聞記事抹消処分を行ったのは、本件記事の閲読によりXらが快哉を叫ぶなどすれば、これに呼応して、これら公安事件関係被収容者が一斉にデモンストレーション行為を行うなどして、拘置所内の秩序維持を著しく困難とする事態が生ずることになるとの判断によるものであった。なお、C拘置所において、20××年3月31日から同年4月2日までの間、新聞を購読していた被収容者の数は400人であり、うち23人が公安事件関係被収容者であった。

Xらは、本件新聞記事抹消処分はXらの憲法上の権利を侵害するもので、違憲・違法であるとして、国家賠償を求めて出訴した（以下「本件国家賠償請求訴訟」という。）。

（次頁につづく）

〔資料〕 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抜粋）

第70条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 三 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 略

設問 あなたがXの訴訟代理人であるとして、本件国家賠償請求訴訟においてどのような憲法上の主張を行うか、簡潔に記したうえで、かかる主張につき、判例の立場をふまえて、あなた自身の見解を述べなさい。

なお、本件新聞記事抹消処分が、財産権（憲法第29条）侵害に該当するか否かについては、論じなくてよい。